

定

款

株式会社 京葉銀行

沿 革

昭和26年10月19日	制 定	昭和50年12月22日	一部改正
昭和27年10月30日	一部改正	昭和52年 6 月22日	”
昭和28年10月28日	”	昭和54年12月20日	”
昭和29年10月28日	”	昭和56年 6 月22日	”
昭和30年 4 月28日	”	昭和57年 6 月22日	”
昭和31年 4 月28日	”	昭和60年 6 月28日	”
昭和32年 4 月27日	”	昭和63年 6 月29日	”
昭和33年 4 月30日	”	昭和63年12月21日	普通銀行転換に伴う一部改正 一部改正
昭和33年10月30日	”	平成 3 年 6 月27日	
昭和34年 4 月28日	”	平成 5 年 6 月29日	”
昭和35年 4 月28日	”	平成 6 年 6 月29日	”
昭和36年10月31日	”	平成10年 6 月26日	”
昭和37年 5 月16日	”	平成11年 6 月29日	”
昭和38年11月 5 日	”	平成14年 6 月27日	”
昭和39年 5 月 9 日	”	平成15年 6 月27日	”
昭和41年 5 月10日	”	平成16年 6 月29日	”
昭和41年11月10日	”	平成18年 6 月29日	”
昭和42年10月30日	”	平成21年 6 月26日	”
昭和43年 4 月30日	”	平成22年 6 月29日	”
昭和43年10月30日	”	平成26年 6 月27日	”
昭和47年 5 月 9 日	”	平成30年 6 月27日	”
昭和48年 5 月10日	”	令和 4 年 6 月28日	”
昭和48年11月10日	”	令和 7 年 6 月25日	”
昭和49年 5 月10日	”	令和 8 年 6 月24日	”
昭和50年 5 月10日	”		

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当銀行は、株式会社京葉銀行と称し、英文では、The Keiyo Bank, Ltd. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当銀行は、次の業務を営むことを目的とする。

1. 預金または定期積金の受入れ、資金の貸付けまたは手形の割引ならびに為替取引
2. 債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務
3. 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、売買その他の業務
4. 信託業務
5. 前各号の業務のほか銀行法、担保付社債信託法その他の法律により銀行が営むことのできる業務
6. その他前各号の業務に付帯または関連する事項

(本店の所在地)

第 3 条 当銀行は、本店を千葉市に置く。

(機 関)

第 4 条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当銀行の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当銀行の発行可能株式総数は、3 億 9 千 5 百 1 万 4 千 5 百株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当銀行は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場において行う取引又は金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けの方法により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当銀行の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当銀行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当銀行の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当銀行は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当銀行の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当銀行においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第 12 条 当銀行の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 13 条 当銀行の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当銀行の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月31日とする。

(招集権者および議長)

第 15 条 株主総会は、取締役頭取がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役頭取に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 16 条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部また

は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当銀行の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当銀行に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第 19 条 当銀行の取締役は、20名以内とする。

- 2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、10名以内とする。

(選任方法)

第 20 条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 21 条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役頭取、取締役副頭取各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
- 3 取締役会長、取締役頭取、取締役副頭取および専務取締役は、各自銀行を代表

する。取締役会長は、銀行業務の大綱を統轄し取締役会を掌る。取締役会長なきとき、または事故あるときは取締役頭取これを行う。取締役頭取は、取締役会の決議に基づき銀行諸般の業務を執行統理する。取締役副頭取は、取締役頭取を補佐して銀行の業務を執行し、取締役頭取さしつかえあるときは、その職務を代行する。専務取締役は、取締役頭取、取締役副頭取を補佐して銀行の業務を執行し、取締役頭取、取締役副頭取共にさしつかえあるときは、予め取締役会に定めた順位に従いその職務を代行する。常務取締役は、取締役頭取、取締役副頭取および専務取締役を補佐して銀行の業務を分掌し、取締役頭取、取締役副頭取、専務取締役共にさしつかえあるときは、予め取締役会に定めた順位に従いその職務を代行する。

(取締役会の招集権者および議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役頭取が、取締役頭取に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当銀行は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 26 条 当銀行は、会社法第399条の13第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との責任限定契約)

第 29 条 当銀行は、会社法第427条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であ

るものを除く。)との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 30 条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 31 条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第 32 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 33 条 当銀行の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 34 条 当銀行の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第 35 条 当銀行は、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第 36 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当銀行はその支払義務を免れる。

2 前項の金銭には利息を付けない。

(令和8年6月24日改正)